

返戻金制度について

当行の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の割合で計算された金額を返戻する制度があります。

1. 入社後1ヶ月未満に退職した場合は80%に相当する金額
2. 入社後3ヶ月未満に退職した場合は50%に相当する金額

許 可 番 号 09-ユ-300224

事業所名称 株式会社 足利銀行

所 在 地 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号